

「信仰による義 2」

2018年09月06日

ローマの信徒への手紙 3章 27節～31節 では、人の誇りはどこにあるのか。それは取り除かれました。どんな法則によってか。行いの法則によるのか。そうではない。信仰の法則によってです。なぜなら、わたしたちは、人が義とされるのは律法の行いによるのではなく、信仰によると考えるからです。それとも、神はユダヤ人だけの神でしょうか。異邦人の神でもないのですか。そうです。異邦人の神でもあります。実に、神は唯一だからです。この神は、割礼のある者を信仰のゆえに義とし、割礼のない者をも信仰によって義としてくださるのです。それでは、わたしたちは信仰によって、律法を無にするのか。決してそうではない。むしろ、律法を確立するのです。

パウロは、律法によっては義に至ることができないが、イエス・キリストの十字架の血によって、差別なく、無償で罪が赦され神からの義が与えられるという「福音」を語った。この福音は人間の側からの努力には関わりなく、恵みによる一方的な所与である。

そこで、「では、人の誇りはどこにあるのか」という問いが起こる。それに対し、「取り除かれました」と答える。神の前では、誇りとか卑下とかは問題にならない。すると、どんな法則によって、神の義に与ることができるのかという問いが起こる。それに対し、「どんな法則によってか。行いの法則によるのか。そうではない。信仰の法則によってです」と答える。律法に基づく行いが良かった、悪かったではない。ただ、イエス・キリストを信じる信仰によって与えられる。「なぜなら、わたしたちは、人が義とされるのは律法の行いによるのではなく、信仰によると考えるからです」と繰り返している。

ここで、注意しなければならないことは、「信仰による義」が私の信仰の持ち方が良かったから義とされたと理解したら、信仰という行為が認められたという「行為義認」に陥ってしまう。ある人が、「私は清水の舞台から飛び降りるような決意で洗礼を受けました」と言われた。その気持ちはよく分かり、私もそうであった。しかし、その人の場合、自分とノンクリスチャンと同等に見なしてくれるなという意味合いがあった。それは、信仰という良い行いがあったから、神に認められたという認識になる。私の知る以前に、イエス・キリストは十字架にかかり、罪を赦し、私の是認宣言をしてくださっていた。それを知らされ、感謝して洗礼を受けるのである。私の信仰、私の行いの前に、既に、義とされている。この恵みへの「アーメン」が「信仰による義」なのである。

それからパウロは、「神はユダヤ人だけの神でしょうか。異邦人の神でもないのですか」と問いかける。答えは、「そうです。異邦人の神でもあります。実に、神は唯一だからです」である。神は、割礼のあるユダヤ人を信仰のゆえに義とし、割礼のない異邦人も信仰によって義としてくださる。信仰による義には、差別はなく、全ての人に及ぶ恵みなのである。神の恵みを人間の努力によって得られたとする高慢を、パウロは打ち砕いている。

そこで、律法とは関わりなく義とされるのであれば、「わたしたちは信仰によって、律法を無にするのか」という問いが起こる。パウロは「決してそうではない。むしろ、律法を確立するのです」と答えている。日本基督教団の信仰告白は「神は恵みをもて我らを選び、ただキリストを信じる信仰により、我らの罪を赦して義としたまふ。この変わらざる恵みのうちに、聖霊は我らを潔めて義の実を結ばしめ、その御業を成就したまふ」と告白している。義とされた者が「聖霊」によって、義の実（律法）を確立していくのである。パウロは、そのことを12章以下に、キリスト信者の新しい倫理を論述している。